

## 井原市建設工事設計変更等事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、井原市の発注する建設工事の設計変更及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項を定めることにより、事務の適正化及び簡素化を図るとともに、請負契約の双務性の維持に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、「設計変更」とは、井原市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第18条、第19条、第20条及び第26条の規定により、工事の目的を変更しない範囲において設計図書の一部を変更することをいい、契約変更の手続を行う前に当該変更の内容をあらかじめ請負人と協議し、又はその内容を請負人に指示することを含むものとする。

2 この要領において「契約変更」とは、設計変更の有無にかかわらず、請負契約の内容を変更することをいう。

### (設計変更の適用基準)

第3条 設計変更が適用できる基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 設計図書、仕様書又は現場説明書と工事現場の状況が一致しないとき。（約款第18条第1項第1号）
- (2) 図面と仕様書が交互に符号しないとき及び設計図書に誤謬又は脱漏があるとき。（約款第18条第1項第2号）
- (3) 設計図書の表示が明確でないとき。（約款第18条第1項第3号）
- (4) 設計図書に示された施工条件が実際と異なるとき。（約款第18条第1項第4号）
- (5) 発注の時点において確認することが困難な要因に基づくとき。（約款第18条第1項第5号）
- (6) 自然現象による災害その他不可抗力等により建設工事等を設計図書どおり施工することが不可能となったとき。（約款第20条第3項）
- (7) 関係機関等から工事着手後、新たに要請されたもので、その必要性が認められるとき。（約款第19条）
- (8) 他の事業に起因する事由又は関係法令の改正等により設計条件の変更が必要なとき。（約款第19条）
- (9) 建設工事等を中止、延期又は短縮する必要性が生じたとき。（約款第20条、第22条、第23条）
- (10) 工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不適當になったと認められるとき。（約款第26条）
- (11) 起工設計において簡略化された内容を変更するとき。（標準断面発注を含む。）

### (設計変更による契約変更の要件)

第4条 設計変更により契約変更を行うこととなる要件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 設計変更による増加額の当初請負金額に占める割合が30%以下のとき。ただし、別件発注するのが妥当な場合を除く。

- (2) 前号の範囲を超える場合であって、現に施工中の工事と分離して施工することが困難なとき。
  - (3) 設計変更により減額するとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、変更契約の対象としないものとする。
- (1) 設計変更に係る工事打合簿がないもの
  - (2) 設計図書に明示条件がない事項において、発注者と協議を行わずに請負者が独自に判断して施工を実施したとき。
  - (3) 軽微の数量の変更のため、設計表示単位に満たないとき。
  - (4) 任意施工として内訳、工法及び数量等を問わない仮設工等で、施工条件が変わらないと。
  - (5) 一式工事のうち、原則として、請負者に図面又は仕様書若しくは現場説明において設計条件又は施工方法を明示したもの（当該設計条件又は施工方法を変更した場合を除く。）

（設計変更の内容）

第5条 設計変更は、その内容が重要なものと（以下「重要な設計変更」という。）とその内容が軽微なもの「以下「軽微な設計変更」という。」に区分する。

- 2 前項の重要な設計変更とは、主たる工作物等の構造、工法、位置及び断面等の変更又は新たな工種の追加等で重要なもの及び変更見込額の総額の当初請負金額に占める割合が20%を超えるものをいう。
- 3 第1項の軽微な設計変更とは、次の各号いずれかに該当し、変更見込額の総額の当初請負金額に占める割合が20%以下のものをいう。
- (1) 精査の結果による現地に即応した簡易な施設の変更
  - (2) 簡易な構造物の部分的な寸法又は延長の変更
  - (3) 主たる構造物に付随する施設の工事長、位置及び形状の変更
  - (4) 発注目的に反せず維持管理上必要な新工種の追加

（設計変更の手続）

第6条 設計変更をしようとするときは、その必要が生じた都度、事前に当該変更の内容を把握し、予算の範囲内で処理できることを確認し、工事打合簿により、請負人と協議するものとする。

- 2 設計変更の内容が、次の各号のいずれかに該当するときは、事前に井原市事務決裁規程（平成17年井原市規程第8号）に規定する決裁者の承認を得るものとする。
- (1) 第4条第1項の第2号に該当するとき。
  - (2) 第5条第2項に規定する重要な設計変更
  - (3) その他特に協議を要するとき。

（変更契約の手続）

第7条 設計変更に伴う契約変更の手続は、事前に当該変更の内容を把握し、予算の範囲内で処理できることを確認した上で、遅滞なく行うものとする。ただし、当初請負金額が100万円未満の工事及び第5条第3項に規定する軽微な設計変更に伴う契約変更の手続は、工期の末日までに行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の井原市建設工事設計変更等事務取扱要領は、施行日以後に締結する契約から適用し、施行日前に締結した契約については、なお、従前の例による。